

## 韓国における改正特許法の概要および 特許法改正案の概要（2015年改正）

河合同特許法律事務所

河榮昱



河合同特許法律事務所は、特許局（現特許庁）長や大韓弁理士会会長を務めた河相鳩氏が1961年に設立した韓国ソウルにある中規模の知的財産権法律事務所である。全ての技術分野の特許、商標、意匠、特許訴訟等の分野においてサービスを提供している。現在の所長である河榮昱氏は、1990年にFranklin Pearce Law Centerにて法学博士学位を取得した、国際派弁護士及び弁理士である。

韓国では、2014年6月11日に公布された改正特許法が2015年1月1日に施行された。主な改正内容は、出願日認定条件の簡素化、国際特許出願の補正または訂正基準の変更、明細書における区分けの変更（発明の説明と特許請求の範囲に区分け）、特許料未納により取り消された特許権の回復要件の緩和、医薬品特許権の存続期間延長登録制度の整備、訂正審判の制限、国際特許出願にかかる翻訳文の提出期間延長制度の導入である。また、2015年7月29日に施行予定の改正特許法（2015年1月28日公布）により、公知例外適用（新規性喪失の例外）の主張可能な時期の拡大および登録後の分割出願制度の導入が予定されている。

### ■ 改正特許法の概要（2015年1月1日施行）

#### (1) 出願日認定条件の簡素化（第42条の2および第42条の3：新設）

(i)改正内容：発明の説明を記した明細書を添付した特許出願書を提出すると特許出願日が付与される。これは現行の特許請求の範囲の提出猶予制度における出願日確保のための記載要件を緩和したものである。また、最初の明細書は外国語（英語）で提出可能である。一定期間（最先日から14ヶ月）以内に特許請求の範囲の記載および外国語明細書に対する韓国語翻訳文を提出しなければならない。

(ii)意義：外国語（英語論文）でも提出が可能のため、迅速に出願日の確保が可能である。ただし、出願日までに提出された範囲でのみ補正可能であるため、出願日までに発明を完全に記載する必要がある。出願日認定後には、一定期間（最

先日から 14 ヶ月) 以内に韓国語で第 42 条による明細書の出願形式(発明の説明および特許請求の範囲)を備えなければならない。

## (2)国際特許出願の補正および訂正基準の変更 (第 47 条および第 208 条)

(i)改正内容：明細書の補正および訂正の基準は、国際出願時に提出された外国語明細書(原文)である。ただし、明細書の補正は原文の範囲だけでなく、翻訳文の範囲内で行わなければならない(補正期間中、翻訳文の誤訳訂正が可能)。拡大した先願の地位は、国際出願時に提出された明細書(原文)記載の発明である。

(ii)意義：韓国語翻訳文の単純な誤訳による出願人の不利益解消が可能である。ただし、翻訳文の品質担保および外国語出願に対する過度な審査負担を抑制するため、審査段階では原文とその翻訳文を基準として補正を制限する。

## (3)明細書を発明の詳細な説明と特許請求の範囲に区分け

国際規範との調和および解釈上の混乱を避けるため、韓国特許法の明細書、特許請求の範囲の概念を主要国の制度および条約と一致させた。明細書を発明の説明(現行では、発明の説明、図面の簡単な説明、発明の詳細な説明 3 つ)と特許請求の範囲とに区分した(第 42 条 2)。

## (4)特許料未納により取り消された特許権の回復要件の緩和

特許料未納により取り消された特許権の回復要件にある「実施中の発明」を削除し、実施状況に関係なく、全ての特許発明の回復が可能となった(但し、回復可能期間(納付猶予期限日から 3 ヶ月)は現行維持(第 81 条の 3.3 改正)。回復時に納付しなければならない特許料を支払うべき未納分の特許料の 3 倍から、2 倍に軽減した。

## (5)医薬品特許権の存続期間延長登録制度の整備

特許権の存続期間の延長回数を 1 回に制限(第 89 条 1 改正)するとともに、現行の「特許権者の責めに帰する事由で所要した期間」を「許可等を受けた者の責めに帰する事由で所要した期間」に改正した(第 89 条 2 改正)

## (6)訂正審判の制限

改正前は、無効審判が特許審判院に係属中の場合にのみ訂正審判の請求が制限されていたが、改正により訂正無効審判（訂正の無効審判）が特許審判院に係属中の場合も訂正審判の請求が制限されることとなった（第136条1改正）。訂正無効審判の被請求人は、審判中の所定期間内に明細書または図面の訂正を請求することができる（第137条3）。

## (7)国際特許出願にかかる翻訳文の提出期間延長制度の導入

外国語で出願された国際特許出願の国内書面提出期間満了日前1ヶ月からその満了日までに国内書面を提出すると共に、翻訳文の提出期間を延長してほしい旨を記載した場合、韓国語翻訳文の提出期間が1ヶ月延長可能となった（第201条ただし書改正）。この規定は、2015年1月1日以降の国際特許出願から適用されるが、翻訳文の提出期間を延長するためには、国内書面は必ず国内書面提出期間内に提出しなければならない。

### ■ 2015年1月28日公布の改正特許法（2015年7月29日施行予定）の概要

#### (1)公知例外主張補完制度の導入

(i)背景：現在、公知例外主張が「出願時にのみ」可能であるため、出願する際に瑕疵により公知例外主張を怠ると、特許を受けられない問題が存在する。公知例外主張の基本要件（公知例外事由および法定期間）を満たすにもかかわらず、単純な手続上の誤りにより権利喪失を招くことは、出願人にとって、非常に不利益であった。

(ii)改正事項：公布後6ヶ月となる日（2015年7月29日）以後の出願から適用される。公知例外主張要件を緩和し、現行の「出願時」だけでなく、「事後主張（設定登録以前）」も可能になるよう公知例外適用の主張可能期間を拡大した。

#### (2)登録後の分割出願制度の導入

(i)背景：登録決定後、主要国とは異なり分割出願が不可能である問題点を改善する必要があった。現在の分割出願は、補正可能期間および拒絶決定に対して審判を請求できる期間内に行うことができる。

(ii)改正事項：公布後6ヶ月となる日（2015年7月29日）以後に登録査定謄本の送達を受けた出願から適用される。出願人が市場変化等に能動的に対応できるように特許登録査定後、設定登録前まで分割出願できるようにした。

### ■ 参考資料

・ 韓国改正特許法（2015年1月1日施行）

<http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&subMenu=1&query=%ED%8A%B9%ED%97%88%EB%B2%95#liBgcolor1>

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)